

福島県への企業立地について

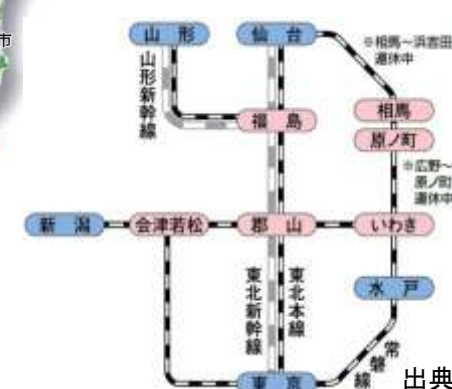
平成27年3月
経済産業省

1. 優れた交通アクセス

福島県は、首都圏への近さや東日本の中心に位置するという地理的優位性に加え、陸路・海路・空路いずれの交通基盤も充実しており、スピーディーな企業活動を支えます。



東京(川口JCT)ー郡山IC(東北道): 2時間30分
 東京(川口JCT)ー福島西IC(東北道): 2時間50分
 東京(三郷IC)ーいわき中央IC(常磐道): 2時間



東京ー郡山(東北新幹線): 1時間15分
 東京ー福島(東北新幹線): 1時間30分
 上野ーいわき(常磐線特急): 2時間20分

2. 県内の主要拠点と高等教育機関

福島県では、現在、重点推進計画に基づき、再生可能エネルギー、医薬品・医療機器、ICT等の成長が見込まれる分野を中心に拠点を整備し、関連産業の集積と振興に積極的に取り組んでいます。

また、福島県には、「会津大学」や「日本大学工学部」などの理工系の大学や「福島工業高等専門学校」があり、高度な技術力を有する優秀な人材が豊富です。

さらに、浜通りでは、昨年6月の福島・国際研究産業都市構想（イノベーション・コースト）構想に掲げられた主要プロジェクトが具体化する見込みです。



大学・短期大学等設置状況

	学校名	所在地	学部	学生数
大学	国立大学法人 福島大学	福島市	人間発達文化学類 行政政策学類 経済経営学類 共生システム理工学類	4,578人
	公立大学法人 福島県立医科大学	福島市	医学部 看護学部	1,196人
	公立大学法人 会津大学	会津若松市	コンピュータ理工学部	1,272人
	日本大学	郡山市	工学部	4,750人



(平成25年度 学校基本調査)

3. 充実した企業立地支援

(1) 福島県内に立地をする場合に活用できる補助金はありますか。

福島県内に立地を行う場合は、津波原災地域企業立地補助金が利用可能です。また、建屋建設を伴わない機械設備等の整備を行う場合はふくしま企業立地補助金が利用できます。特に、原子力災害被災地域（避難指示解除準備区域、居住制限区域及び避難指示解除後1年までの避難解除区域）への投資は、いずれも補助率が2/3（中小企業3/4）以内と優遇されています。

津波原災地域企業立地補助金(国制度)

県内全域が対象

- 東日本大震災で特に大きな被害を受けた福島県等の産業復興を加速化するため、企業立地補助制度による雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図ります。

- 対象施設：工場（製造業）、物流施設、試験研究施設、コールセンター等
- 対象経費：用地の取得、建屋建設から生産設備の設置までの初期の工場立地経費
- 交付要件：投資額に応じた一定の雇用の創出など
- 補助率：①原子力災害被災地域：

- 1) 避難指示解除準備区域、居住制限区域及び避難指示解除後1年までの避難解除区域：大企業2/3以内、中小企業3/4以内
- 2) 避難解除区域等：大企業1/2以内、中小企業2/3以内
- 3) (①1)、2)、②)以外の地域：大企業1/4以内、中小企業1/3以内
- ②津波浸水地域で甚大な被害を受けた市町村：大企業1/3以内、中小企業1/2以内

お問合せ先：東北経済産業局東日本大震災復興推進室
022-221-4813
みずほ情報総研(株)社会政策コンサルティング部
03-5289-7204

【補助率：大企業2/3以内、中小企業3/4以内】
【補助金限度額(上限)：原則として30億円(一定の要件を満たす場合は50億円)】

ふくしま企業立地補助金(国制度)

県内全域が対象

- 東日本大震災及び原子力災害により広域的に被害を受けた福島県の復興再生を促進するため、同県への企業立地を加速し、当該地域での生産拡大及び継続的な雇用創出を図ります。

- 対象施設：工場（製造業）、物流施設、試験研究施設、コールセンター等
- 対象経費：機械設備等の設置の初期経費
- 交付要件：投資額に応じた一定の雇用の創出など
- 補助率：①原子力災害被災地域：

- 1) 避難指示解除準備区域、居住制限区域及び避難指示解除後1年までの避難解除区域：大企業2/3以内、中小企業3/4以内
- 2) 避難解除区域等：大企業1/2以内、中小企業2/3以内
- 3) (①1)、2)、②)以外の地域：大企業1/4以内、中小企業1/3以内
- ②津波浸水地域で甚大な被害を受けた市町村：大企業1/3以内、中小企業1/2以内

お問合せ先：東北経済産業局東日本大震災復興推進室
022-221-4813
福島県商工労働部企業立地課
024-521-7882

【補助率：大企業2/3以内、中小企業3/4以内】
【補助金限度額(上限)：30億円】

(参考) 企業立地補助金の実績等

津波原災地域企業立地補助金

◇予算額:

平成25年度予算	1,100億円
平成25年度補正予算	330億円
	(商業支援含む)
平成26年度予算	300億円
平成27年度予算案	360億円
	(商業支援含む)

◇対象地域:

福島県、青森県・岩手県・宮城県・茨城県
内の津波浸水地域を含む自治体

◇採択件数:374件(うち福島県183件)※

◇採択額:1,494億円(うち福島県809億円)※

※製造業等立地支援事業の実績

平成27年2月25日に第4次公募を締め切り。
平成27年4月下旬に採択結果を公表予定。
平成27年度も公募を実施する予定。

ふくしま企業立地補助金

◇予算額:

平成23年度補正予算	1,700億円
平成24年度予備費	402億円

◇対象地域:福島県

◇採択件数:433件

◇補助予定額:1,969億円

平成27年度も公募を実施する予定。

(2) 避難指示区域等への立地は特に支援が優遇されていると聞きましたが、どのような内容ですか。

- 避難指示区域等（避難指示解除準備区域、居住制限区域及び避難指示解除後1年までの避難解除区域）への立地については、投資環境が、より厳しい状況にあることから、津波原災地域企業立地補助金やふくしま補助金（P.3参照）では、福島県内等の他の地域より更に高い補助率（2/3以内、中小企業は3/4以内）が設定されています。
さらに、福島県への立地に際しては課税の特例も用意されていますが、福島県内の他の地域では、特例の対象が復興産業集積区域（主に、工業団地や工業専用地域等が指定されています。）内に限定されているのに対し、原子力災害被災地域（こちらは、全域が対象です。P.3参照）への立地にはこのような制限がありません（P.7参照）。
- また、避難指示区域等を含む原子力災害被災12市町村（下記参照）には、再生加速化交付金が措置されており、自治体が民間事業者の誘致のために行う産業団地や事業所・宿舍などの整備についても支援しています。

原子力災害被災地域産業団地等整備支援事業(福島再生加速化交付金(国制度)の内数)

原子力災害被災12町村(※)が対象

※田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（12市町村の全域が対象です。）

- 原子力災害被災地域の被災自治体が、産業団地等の整備・再編を行う場合に支援します。
【採択実績】7市町村で、11の産業団地の整備計画が採択。

【補助率:3/4】

お問合せ先： 経済産業省福島産業復興推進室
03-3501-8574

原子力災害被災地域事業所整備等支援事業(福島再生加速化交付金(国制度)の内数)

原子力災害被災12町村(※)が対象

※田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（12市町村の全域が対象です。）

- 原子力災害被災地域の被災自治体や民間事業者が、被災地において事務所や宿舍等を整備する場合に支援します。
【既採択案件の補助金額】2,500万円～2,600万円程度（これまでの実績は、調査・設計費のみ）

【補助率:3/4】

お問合せ先： 経済産業省福島産業復興推進室
03-3501-8574

(3) 福島県では、医療福祉機器産業の誘致に積極的と聞いておりますが、活用できる補助金がありますか。

福島県では、震災後、重点推進計画を策定し、研究開発拠点（医療機器開発・安全性評価センター（仮称）：平成28年度開所予定）の設置を通じて、医療福祉機器開発事業者の集積を図ることとしており、このような福島県の取組を支援するため、国の方で医療福祉機器事業者向けの立地支援制度（福島医療・福祉機器等開発・事業化支援事業）を用意しています。

福島医療・福祉機器等開発・事業化支援事業(国制度)

県内全域が対象

- 福島県内に立地又は、企業間の連携により福島県内に進出予定の医療機器メーカーに対し、実証・製造等の拠点整備に係る支援を行います。
【既採択案件の補助金額】4,000万円～8億円程度

お問合せ先：経済産業省商務情報政策局医療・福祉機器産業室 03-3501-1562
福島県商工労働部産業創出課医療関連産業集積推進室 024-521-7282

【補助率：大企業1/2、中小企業2/3】

(4) 福島県内に立地する際、金融機関から資金を調達しようと思いますが、何か支援策がありますか。

製造業の立地に対しては、県の低利融資制度（福島県企業立地資金貸付制度）を利用することが可能です。また、被災自治体の復興推進計画と連携した立地については、業種の制限なく、復興特区利子補給金により、国から利子の一部が補給されます。※製造業の方は、福島県企業立地資金貸付制度と復興特区利子補給金の併用が可能です。

福島県企業立地資金貸付制度(県制度)

県内全域が対象

- 製造業者等が県内で新・増設を行うための資金を融資します。

お問合せ先：福島県商工労働部企業立地課
024-521-8523

【融資利率：固定(年1.9%)、又は変動(年1.2%)】

【融資期間：15年以内(据置2年以内)】

※利率は、平成27年2月現在

復興特区支援利子補給金(国制度)

県内全域が対象

- 被災地の復興に向け、被災自治体が復興推進計画を実施する上で中核となる事業（企業の立地も対象となります。）に必要な資金を金融機関から調達する際に、その利子の一部を補給します。

お問合せ先：復興庁復興特区班金融担当
03-5545-7234

【利子補給率：0.7%(貸付日から起算して5年間)】

(5) 企業立地等に際し、税制上の優遇措置は受けられますか。

製造業者であれば、避難指示区域の全域、その他の県内地域では復興産業集積区域（主に、工業団地や工業専用地域等）等で工場等の新・増設や雇用を行った場合に課税の特例が受けられます（下記参照）。上記に該当しない地域でも、「先端設備」や「生産ラインのオペレーションの改善に資する設備」を導入した場合には、課税の特例が受けられます（P.8参照）。

また、本社機能の地方移転等を促進する観点から、地方における企業拠点の強化・拡充に対しても、税制上の支援が措置されています（こちらについては、特に、業種の制約はありません）。

福島復興再生特別措置法による課税の特例(国制度)

県内全域が対象

お問合せ先：

- ①復興産業集積区域関係： 福島県商工労働部企業立地課 024-521-7882
- ②避難解除区域等関係： 福島県総務部税務課 024-521-7068
- ③企業立地促進区域関係： 福島県企画調整部復興・総合計画課 024-521-8629

対象者		所得税・法人税		地方税	復興特区制度 注1
復興産業集積区域 注2	市町村から指定を受けた事業者	被災雇用者等を雇用 *	○ 給与等支給額の10%を税額控除	H28.3.31までに指定を受け、そこから5年	
	上記のうち新設法人のみ	機械・装置を取得等 *	○ 即時償却または取得価額の15%を税額控除	H28.3.31まで	
復興産業集積区域 注2		市町村から指定を受けた事業者	建物・附属設備・構築物を取得等 *	○ 特別償却25%または取得価額の8%を税額控除	H28.3.31まで
	開発研究用資産を取得等 *		○ 即時償却	H28.3.31まで	
復興産業集積区域 注2	市町村から指定を受けた事業者	再投資準備金を積立て *	○ 積立額を損金算入	H28.3.31までに指定を受け、そこから5年	事業税 不動産取得税 固定資産税 課税免除 または 不均一課税 による措置
		また、再投資等した場合に即時償却	さらに、再投資等した場合に即時償却	H28.3.31までに指定を受け、そこから5年	
避難解除区域等 注3	県から確認を受けた事業者	避難対象雇用者等を雇用 *	○ 給与等支給額の20%を税額控除	避難等指示が解除された日からその日又は「住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示」が解除された日のいずれか遅い日以後3年までに確認を受け、そこから5年	事業税 不動産取得税 固定資産税 課税免除 または 不均一課税 による措置
		機械・装置を取得等 *	○ 即時償却または取得価額の15%を税額控除	避難等指示が解除された日からその日又は「住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示」が解除された日のいずれか遅い日以後5年	
企業立地促進区域 注4	県から「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」についての認定を受けた事業者	避難対象雇用者等を雇用 *	○ 給与等支給額の20%を税額控除	企業立地促進計画の提出のあった日からその日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後3年までに認定を受け、そこから5年	事業税 不動産取得税 固定資産税 課税免除 または 不均一課税 による措置
		機械・装置を取得等 *	○ 即時償却または取得価額の15%を税額控除	企業立地促進計画の提出のあった日からその日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年	
企業立地促進区域 注4	県から「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」についての認定を受けた事業者	建物・附属設備・構築物を取得等 *	○ 特別償却25%または取得価額の8%を税額控除	企業立地促進計画の提出のあった日からその日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年	事業税 不動産取得税 固定資産税 課税免除 または 不均一課税 による措置
		また、再投資等した場合に即時償却	さらに、再投資等した場合に即時償却	H28.3.31までに指定を受け、そこから5年	

注1：東日本大震災復興特別区域法による制度。

注2：「課税の特例を含む復興推進計画」の中で設置。この計画は、福島復興再生特別措置法により、県や市町村が作成可能。

福島県の復興産業集積区域（主に工業団地が対象）の地番については、復興庁のHP（<http://www.reconstruction.go.jp/topics/1-11-2.html>）をご確認ください。

注3：避難解除区域・避難指示解除準備区域・居住制限区域（※5）

注4：福島県が策定する企業立地促進計画で定める区域（具体的には、避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域（※5））

注5：①田村市：船引町の一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）、常葉町の一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）、都路町の全域、②南相馬市：原町区の一部（帰還困難区域を除く。）、小高区の一部（帰還困難区域を除く。）、鹿島区の一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）、③川俣町の山木屋地区全域、④広野町の全域、⑤楡葉町の全域、⑥富岡町の一部（帰還困難区域を除く。）、⑦川内村の全域、⑧大熊町の一部（帰還困難区域を除く。）、⑨双葉町の一部（帰還困難区域を除く。）、⑩浪江町の一部（帰還困難区域を除く。）、⑪葛尾村の一部（帰還困難区域を除く。）、⑫飯館村の一部（帰還困難区域を除く。）、

【出典】福島県「福島復興再生特別措置法に係る課税の特例」

生産性向上設備投資促進税制(国制度)

県内全域が対象

お問合せ先： 東北経済産業局地域経済課
022-221-4876

● 質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図るため、「先端設備」や「生産ラインのオペレーションの改善に資する設備」の導入に際し、税制の特例措置を用意しています。

● A 類型と B 類型の 2 つの確認等の方法があり、どちらかの確認等を受けて取得価額要件等を満たした場合に税制措置を受けられます。

類型	A: 先端設備	B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象設備(要件)	「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの ①最新モデル ②生産性向上(年平均1%以上)	「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を満たすもの ①投資計画における投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他満たすべき要件	生産等設備を構成するものであること/最低取得価額要件を満たしていること/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと、等	
対象者	青色申告をしている法人・個人(対象業種に制限はない)	
税制措置	<p>○産業競争力強化法施行日(平成26年1月20日)から平成28年3月31日まで :即時償却と税額控除※(5%。ただし、建物・構築物は3%)の選択制</p> <p>○平成28年4月1日から平成29年3月31日まで :特別償却(50%。ただし、建物・構築物は25%)と税額控除※(4%。ただし、建物・構築物は2%)の選択制</p> <p>※ 税額控除5%とは、対象設備の取得価額の5%相当額を当期に支払う法人税額等から控除する(差し引く)ことを指す。ただし、本税制による控除額の上限は、当期の法人税額等の20%。</p>	

県内全域が対象

- 地方創生のためには地方で生まれ、地方で育ち、地方で働きたい若者等のための働き場が不可欠。
- 現在、起こりつつある本社機能を移す企業の動きを後押しするため、地方における企業拠点の強化・拡充を行う取組に対する支援スキームを構築し、オフィス設備に関する設備投資減税や雇用促進税制等の措置を創設する。(地域再生法改正により対応予定。事業税(移転型のみ)、不動産取得税、固定資産税について地方交付税による減収補填措置を併せて創設。)

改正概要 【適用期間：3年間(平成29年度末までに「地方拠点強化実施計画」が承認された事業者が対象)】

拡充型(含対内直投)

地方の企業の拠点拡充



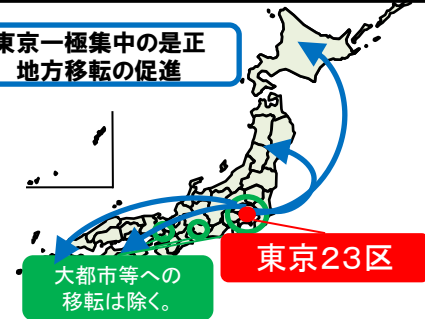
地方にある企業の本社機能(※)等の強化を支援

※ 本社機能とは、経営意思決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務統括(研究開発、国際事業等)などの事業所をいう。工場及び当該地域を管轄する営業所等は含まない。

移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも**支援措置を深掘り**

東京一極集中の是正
地方移転の促進



大都市等への移転は除く。

東京23区

以下の要件を満たす計画を自治体が策定し国が認定

1. 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域であって、単独自治体、又は地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、一定の事業集積が認められる地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること

企業の地方拠点強化実施計画(知事認定)

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%、税額控除4% (※) 《新設》
※計画承認が平成29年度の場合は2%

雇用促進税制

- ①増加雇用者1人当たり50万円を税額控除 《従来の40万円に、地方拠点分は10万円上乘せ》
- ②法人全体の雇用増加率10%未満(対前年度比)の場合でも、1人当たり20万円を税額控除 《新設》

以下の要件を満たす計画を自治体が策定し国が認定

1. 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること

企業の地方拠点強化実施計画(知事認定)

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し特別償却25%、税額控除7% (※) 《新設》
※計画承認が平成29年度の場合は4%

雇用促進税制

- ①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除 《拡充型50万円に、地方拠点分は更に30万円上乘せ》
- ②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続 《新設》
- ③②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用 《新設》

(6) 従業員等を雇用した場合に、何か支援策はありますか。

被災求職者を雇い入れた場合、ふくしま産業復興雇用支援助成金、被災者雇用開発助成金のいずれかが利用可能です。
※ただし、両者の併用はできません。

ふくしま産業復興雇用支援助成金(国制度)

県内全域が対象

- 津波原災地域企業立地補助金等、国又は地方自治体の補助金・融資（県が指定したものに限り。）の採択を受けた事業者等が被災求職者を雇用する場合に、雇い入れに係る費用を助成します。

お問合せ先：福島県商工労働部雇用労政課
024-521-7280

1名の雇用につき、3年間で最大225万円
(大企業、中小企業共通)を助成

被災者雇用開発助成金(国制度)

県内全域が対象

- ハローワークの紹介により、被災求職者を雇い入れた事業者に対し、雇い入れに係る費用を助成します。

お問い合わせ先：最寄りのハローワーク

1名の雇用につき、年間最大50万円
(中小企業は90万円)を助成

【参考】イノベーション・コースト構想の概要

- 福島県「浜通り」地域の新たな産業基盤の構築を目指し、イノベーション・コースト構想研究会を開催。
- 研究会は、赤羽原子力災害現地対策本部本部長（経済産業副大臣）を座長とし、地元を含む産学官の有識者で構成。産業基盤のみならず、今後のまちづくりの在り方を広く検討（平成26年6月23日報告書とりまとめ）。構想の概要は以下の通り。

1. 構想のコンセプト

1. イノベーションによる産業基盤の構築

⇒浜通り地域で将来的な発展の可能性を持つ産業を提示

2. 帰還住民と新住民による広域のまちづくり

⇒帰還住民と新たに移り住む研究者等が一体となって地域活性化を図る

3. 地域の再生モデル

⇒国内各地域に共通する高齢化・過疎化等の課題に対する再生のモデルを実現

3. 構想実現に向けた方策

○構想の主要プロジェクト具体化に当たって解決が必要な3つの課題

1. 戦略的工工程と体制の構築

⇒「2・3年の短期」、「2020年までの中期」、「それ以降の長期」の工程表を策定

2. 広域的な視点でのまちづくり

⇒各拠点の配置と連携、拠点整備とインフラ整備の連携、広域行政連携、特区制度の活用等

3. 中長期の取組体制の確立

2. 構想の主要プロジェクト

1. 国際廃炉研究開発拠点（放射性物質分析・研究施設）

⇒廃炉研究の中核施設として、世界の研究者が集まり研究を実施



2. ロボット開発・実証拠点

(1) モックアップ試験施設（屋内ロボット）

⇒廃炉作業等屋内を想定したロボットの試験施設（檜葉町に建設中）



(2) 福島ロボットテストフィールド（屋外ロボット）

⇒災害対応ロボットの研究・実証施設。ロボット国際競技会も開催



3. 国際産学連携拠点

⇒国内外の機関が結集し、廃炉、環境修復、農林水産等の教育・研究を実施。内外原子力技術者の研修も実施



⇒原子力災害の教訓を世界に情報発信

4. 新たな産業集積

(1) スマート・エコパーク（被災地の廃棄物や希少金属をリサイクル）

(2) エネルギー関連産業の集積

(3) 農林水産プロジェクト（スマート農業、水産研究施設の強化等）



5. インフラ整備

(1) 交通インフラ（JR常磐線の全線開通、主要道の整備等）

(2) 産業・生活インフラ（生産・物流施設の整備、中核病院の整備）



4. 福島県内の立地企業の例

企業名	所在地	主製品
県北地域		
NOK株	福島市・二本松市	オイルシール
株沖アーク	福島市	情報通信機器
日東紡績(株)	福島市・郡山市	グラスファイバー
日特エンジニアリング株	福島市	自動巻線機
パナソニック株AVCネットワークス社	福島市	デジタルカメラ
福島キヤノン株	福島市	インクジェットプリンタ
日本ベクトン・ティッキンソン株	福島市	医療機器
福島サンケン株	二本松市	LED
富士通アイノテック株	伊達市	プリンタ
アサヒビール株	本宮市	ビール
アルス電子株	本宮市	電子部品製造
藤ブレーキ福島製造株	桑折町	自動車用ブレーキ部品
県中地域		
AGC エレクトロニクス株	郡山市	精密機器用ガラス関連部材
クラリオンマニュファクチャリングアンドサービス株	郡山市	カーナビ
ソニーエナジー・デバイス株	郡山市・本宮市	リチウムイオン電池
東北アナソノ株	郡山市	電子計測器
日本全業工業株	郡山市	動物用医薬品
パナソニックデバイスマテリアル郡山株	郡山市	ガラスエポキシ多層配線材料
保土台化学工業株	郡山市	電子材料・有機EL材料
三菱電機株	郡山市	監視システム
ジョンソン・エンド・ジョンソン株	須賀川市	医薬品製剤
株福島LIXIL製作所	須賀川市	建具
株デンソー福島	田村市	自動車用エアコン
東北ニプロ製薬株	鏡石町	医薬品
株TBK	玉川村	自動車用部品
三進金属工業(株)	平田村	金属製家具
県南地域		
株朝日ラバー	白河市・泉崎村	高性能ゴム製品
住友ゴム工業株	白河市	自動車タイヤ
パナソニック株セミコンダクター社	白河市	車載用・携帯用カメラ
味覚糖株	白河市	菓子
白河オリンパス株	西郷村	医療用内視鏡
信越半導体株	西郷村	半導体シリコンウエハー
株DNPテクノパック	泉崎村	印刷・企画
レンゴー株	矢吹町	段ボール
日本精工株	榎倉町	ベアリング
京セラ株	榎倉町	通信機器
ユニ・チャームプロダクツ株	榎倉町	紙おむつ等
SMC株	矢祭町	空気圧制御システム

会津地域		
会津オリンパス株	会津若松市	内視鏡スコープ
船和電工株	会津若松市・喜多方市	アルミニウム鋳造品等
東北リズム株	会津若松市	精密金型・部品加工・FA機器
富士通セミコンダクター株	会津若松市	半導体集積回路
三菱伸銅株	会津若松市	伸銅
本田金属技術株	喜多方市	自動車用部品
株シグマ	磐梯町	カメラ用レンズ
相双地域		
株IH	相馬市	ジェットエンジン部品
エム・セテック株	相馬市	太陽光発電・シリコンウエハー
ローム・アンド・ハース・ジャパン株	相馬市	イオン交換樹脂
日立原町電子工業株	南相馬市	パワー半導体
藤倉ゴム工業株	南相馬市	工業用ゴム部品
富士フィルムフライングケミカルズ株	広野町	写真用有機合成材薬品
株メイコー	広野町	プリント基板
いわき地域		
アルパイン株	いわき市	カーナビ、カーオーディオ
アルプス電気株	いわき市	パソコンキーボード
グリナップ株	いわき市	システムキッチン
株クレハ	いわき市	機能性樹脂・塗料製品
株タンガロイ	いわき市	超硬工具
日産自動車株	いわき市	エンジン
日本化成株	いわき市	工業薬品
日本製紙株	いわき市	インクジェット用紙
古河電池株	いわき市	輸送用機械/バッテリー
マテリアルエコリファイン(株)	いわき市	印刷関連機器

原子力災害被災地域内の企業立地について

- 原子力災害被災地域でも、既に、避難指示解除準備区域や居住制限区域では、一定の手続きを経れば、製造業等の事業活動が可能となっております。

【避難指示解除準備区域、居住制限区域の支援実績（企業立地補助金）】

区域	ふくしま企業立地補助金	津波企業立地補助金	合計
避難指示解除準備区域	9件	10件	19件
居住制限区域	4件	2件	6件
合計	13件	12件	25件

5. 福島県の主要データ

(1) 一般

人口	生産年齢人口	世帯数	面積
1,989,834人	61.1%	72.0万世帯	13,782km ²

(2) 経済

①全体

事業所数	従業者数	第1次産業就業率	第2次産業就業率	第3次産業就業率
89,518事業所	934,331人	7.9%	30.1%	62.0%

②製造業

事業所数	従業者数	製造品出荷額等
3,824事業所	150,152人	47,504億円

③商業

事業所数	従業者数	年間商品販売額
22,512事業所	145,399人	36,860億円

(3) 家計

勤労者世帯 1 か月の実収入	勤労者世帯 1 か月の実支出	一人当たり県民所得
577,166円	420,009円	2,324千円